

報告事項 ケ

鳥取県教育審議会委員の辞職について

鳥取県教育審議会委員の辞職について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により次のとおり報告します。

平成27年4月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

区 分	氏 名	職 名 等	備 考
鳥取県教育審議会委員	まつもと きよはる 松 本 清 治	前県立倉吉西高等学校長	平成27年4月2日付
鳥取県教育審議会委員	まるやま ともこ 丸 山 智 子	前県立倉吉養護学校長	平成27年4月9日付